○上尾伊奈資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

令和７年９月３日規則第７号

上尾伊奈資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和７年条例第５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（縦覧の期間等）

第３条　縦覧の期間のうち、上尾伊奈資源循環組合の休日を定める条例（令和５年条例第１号）第１条第１項に規定する休日は、縦覧を行わない。

２　縦覧の時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（縦覧の手続）

第４条　条例第３条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（第１号様式）に必要な事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第５条　縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2)　報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3)　他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4)　係員の指示があった場合には、それに従うこと。

２　管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

第６条　条例第６条第２項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

(1)　氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

(2)　施設の名称

(3)　生活環境の保全上の見地からの意見

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧申込書

縦覧年月日	縦覧者氏名	住所